

(案)

基 本 計 画 部 会

第 1 ワーキンググループ報告書

平成20年 7月28日

基本計画部会第 1 ワーキンググループ

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| I | <u>趣旨及びワーキンググループの検討課題</u> | 1 |
| 1 | 検討の背景 | 1 |
| 2 | 検討に当たっての考え方及び進め方 | 2 |
| II | <u>公的統計整備の考え方（共通的枠組・基準関係）</u> | 4 |
| 1 | 統計ニーズの把握方法 | 4 |
| 2 | 基幹統計の指定等の基準の明確化 | 5 |
| 3 | 統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価 | 8 |
| 4 | 統計基準の設定 | 10 |
| III | <u>統計リソースの確保・有効活用等</u> | 13 |
| 1 | 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用 | 13 |
| 2 | 実査体制（統計専任職員等） | 17 |
| 3 | 統計職員等の人材の育成・確保 | 23 |
| 4 | <u>研究開発の推進と関係機関等（学界等）との連携強化</u> | 26 |
| 5 | 統計の中立性 | 27 |

I 趣旨及びワーキンググループの検討課題

1 検討の背景

本ワーキンググループでは、総務大臣から統計委員会へ行われた諮問（「公的統計の整備に関する基本的な計画について」平成20年1月21日総政企第28号）により検討を求められている事項のうち、①公的統計の整備の考え方（共通的枠組・基準関係）及び②統計リソースの有効活用等について、次のような背景・状況を踏まえ、検討を行った。

（1）公的統計の整備の考え方（共通的枠組・基準関係）

公的統計は、国・地方公共団体の政策・施策の企画立案、更に最近では政策効果についての事前・事後の評価において、その合理性・客観性を担保するための基礎情報として欠くことのできないものとなっている。

特に、近年、政策決定過程の透明化、国民に対する説明責任への関心が高まっている中で、「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making）という考え方方が重要となっており、政策立案の基盤として、経済・社会構造の変化やニーズに的確に対応しつつ、信頼性の高い統計を提供することが強く要請されている。

また、企業や個人にとっても、統計によって示される各種の情報は、中長期の事業計画や生活設計、当面の資金調達や投資、消費・貯蓄という経済行動や社会への関わりの中で合理的な意思決定を支える重要な指標となっている。

さらに、統計は、客観性に優れ、かつ、相互の比較が容易という特性によって、国際社会における相互理解や経済社会の各分野の開発の促進という観点からも不可欠な情報基盤となっている。

今日、このような社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を作成・提供することは、政府の基本的な任務の一つであるという認識に立ち、利用促進についても留意し、利用者の声を十分に反映した社会の情報基盤としてふさわしい統計を、政府が責任をもって作成・提供する必要がある。

このため、経済社会の実態を的確に捉え得る統計の体系整備に向け、我が国の経済状況の包括的な把握、また、政策的あるいは社会的なニーズに応じた統計の整備といった観点から、公的統計の総合的・計画的整備の推進を図ることが求められている。また、この公的統計の体系的整備に当たっては、統計に対する品質の評価も踏まえつつ、利活用の低下した統計調査の廃止や類似の統計調査の統合等を推進することにより、公的統計の全体としての最適化を目指すとともに、行政記録情報の活用を図るなど報告者の視点にも立った見直しを行った上で、限られた統計リソースの有効活用に留意することが必要である。

（2）統計リソースの確保・有効活用等

我が国では、分散型統計機構の中で、各府省のそれぞれの政策目的に密接に関連する形で個々に統計が整備される中で、能動的な調整機能が十分に機能しなかつた

こともあって、産業全体を包括的に捉える統計や、新規・新興の事業分野あるいは各府省の所管にまたがる分野の統計整備が十分に進んでいないことが指摘されている。

また、近年は、複雑な経済社会の動向や実態をより深く分析・理解する必要から、統計調査を基に作成される統計のみならず、行政機関等の業務運営の中から得られる様々な情報や、統計調査の結果を加工して作成する業務統計及び加工統計の有用性に関する認識もこれまで以上に高まっている。

さらに、新統計法では、新たに、「委託による統計の作成等」（第34条。以下「オーダーメード集計」という。）及び匿名データの作成・提供（第35条・36条）による統計調査結果の二次的利用の推進を図ることにしており、このようなニーズに対応することも必要となっている。

一方で、これらの公的統計の作成・提供に必要な統計リソース（統計作成・提供等のために必要な予算的及び人的資源）については、元々、政府全体の中では十分な配分を受けておらず、更に近年の行財政改革の影響を受け、他部門を上回った削減が進められている。

特に、人的リソースは、統計以外の部門との人事ローテーションが推進されていることや、団塊世代の退職等により、中核となる統計職員が減少し、実査体制を含め、量的な面に加え、質的な面でも限界に近づきつつある。

このため、現状のまま推移すれば、ニーズに対応した新たな統計整備ばかりか、既存統計の提供にも支障が生じる可能性も高いことから、統計リソースの確保・有効活用等のために講すべき方策について、検討を行う必要がある。

2 検討に当たっての考え方及び進め方

（1）検討に当たっての考え方

本ワーキンググループでは、前記1の検討の背景を踏まえ、統計の主要な利用者でもある学識経験者や、統計の整備に必要な予算・人材等の統計リソースに関して知見を有する者を専門委員として委嘱し、検討を行うこととした。

また、検討の初期段階には、島村史郎氏（icons国際協力株式会社相談役、元総理府統計局長）及び福岡市（統計担当課長）から意見の聴取を行い、諸外国の状況や実査体制の現状を、各委員の共通認識として醸成し、検討の効率化を図った。

（2）検討の進め方

ア 本ワーキンググループの検討は、基本計画部会から示された以下の事項ごとに、2段階に分けて実施した。

（ア）公的統計の整備の考え方（共通的枠組・基準関係）

- ① 統計ニーズの把握方法
- ② 基幹統計の指定等の基準の明確化
- ③ 統計調査の見直し・効率化の考え方

④ 統計の評価

⑤ 統計基準の設定

(イ) 統計リソースの確保・有効活用等

① 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

② 実査体制（統計専任職員等）

③ 統計職員等の人材の育成・確保

④ 研究開発の推進と関係機関等（学界等）との連携強化

⑤ 統計機関の独立性、中立性

イ 第1段階では、検討事項ごとに、①予算、人員等に関する各種のデータ、②これまでの公的統計に関する各府省の取組み等の経緯、③諸外国の状況等の基礎的資料を踏まえつつ、座長から提示された論点メモに基づき検討を行った。

その際、①統計担当職員の育成・研修状況、②人事交流の実施状況、③地方表章の実施状況等に関する資料については、オブザーバーとして参加した各府省及び地方公共団体の協力を得て作成した。

ウ 第2段階では、第1段階における検討結果を踏まえつつ、論点メモに沿って事務局が作成した検討参考資料に基づき、具体的な方策や措置について掘り下げた検討を行った。

II 公的統計整備の考え方（共通的枠組・基準関係）

1 統計ニーズの把握方法

（1）基本的な考え方

ア 現状

我が国では、府省ごとに、個別の統計について、府省内の利用者や、有識者・報告者等の意見等を把握し、その見直しに活用しているが、府省横断的なニーズへの対応や府省間の情報共有は十分に機能していない。

また、平成19年5月に成立した新たな統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）では、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることや、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供するよう規定されている（第1条及び第3条第3項）。

一方、主要国の状況をみると、例えば、フランスでは、国会議員、省庁、産業・労働界、学識者、地方代表等から構成される「国家統計情報審議会」において、分野別のタスクフォースや必要に応じて開催するワーキンググループ等の活動を通じて、統計の整備・改善を図っている例も認められる。

イ ニーズ把握充実の必要性

国際連合統計委員会が1994年に採択した「官庁統計の基本原則」の序文においては、「官庁統計の質（政府、経済界及び公衆の利用に供される情報の質）は、統計利用者のニーズを満たすため、統計利用者と統計作成者が協力することに依存する」とされている。

我が国においても、公的統計が時代の変化や社会のニーズに的確に対応し、社会の情報基盤として機能するためには、府省横断的な事項を中心に、統計利用者のニーズを各府省の統計整備・提供に反映することが必要である。

この統計利用者のニーズ把握については、基本計画の見直し、府省横断的な統計の整備・改善の推進のほか、二次利用の増進及び利用者・報告者に対する理解促進等の効果も期待できる。

ウ 基本的考え方

時代の変化や社会のニーズに的確に対応した公的統計の整備・提供を行う観点から、以下の点に留意しつつ、統計利用者のニーズを把握し、公的統計の改善に活用する。

- ① 社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な任務の一つであるとの認識の下に、利用者の視点も踏まえつつ、「社会の情報基盤としての統計」の作成・提供に努めること。
- ② 統計利用者の意見・要望等を幅広く把握するに当たっては、情報通信技術（I C T）を活用するなど、利便性の向上を図ること。
- ③ 府省横断的なニーズ等については、統計委員会が統計利用者との意見交換を

隨時実施するなどして、絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省の統計整備・提供に反映するとともに、平成19年5月に成立した新たな新統計法第4条に基づく公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の見直し等にも活用すること。

（2）取組の方向

統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、意見・要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、その結果を府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。

（3）具体的な措置や検討事項

ア 統計委員会は、基本計画部会の活動の一環として、各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を隨時実施し、府省横断的な統計を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省の統計整備・提供及び基本計画の見直しや、諮問事項の審議等に活用する（平成21年度から着手）。

イ 総務省政策統括官（統計基準担当）は、総務省統計局と連携し、インターネット上の「政府統計の総合窓口」（e-Stat）の意見・要望を把握するための掲示板機能の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した情報及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省の統計整備・提供等の充実を推進する（平成21年度から着手）。

ウ 各府省は、個別統計の調査計画について、府省内の利用者や、有識者・報告者等の意見等を把握し、調査計画の見直しに活用する取組みを継続するとともに、その一層の充実を図る（平成21年度から着手）。

2 基幹統計の指定等の基準の明確化

（1）基本的な考え方

ア 現状

昭和21年に創設された統計委員会（以下、「旧統計委員会」という。）では、統計法（昭和22年法律第18号）第2条に基づく指定統計の指定基準として、「指定統計指定準則」の策定を目指して準則案を示したものの、統計の対象となる分野は人間活動の全領域にわたり、複雑多岐でもあることから、全てに当てはまる共通の尺度を見出しつぶかたとして、各省庁との協議が整わず断念した経緯がある。

その後、旧統計委員会の機能の一部を引き継いだ統計審議会では、①当該統計が国及び地方公共団体にとって公的に重要であること、②重複がないこと、③一定の統計基準に従って他の指定統計との相互連関が保たれ、比較が可能であること、④正確性が保証されるような作成過程となっていること等に準拠し、指定統計の指定の可否を検討しており、明確かつ具体的な指定の基準は示していない。

また、新統計法においては、基幹統計とは次のいずれかに該当する統計と規定

しており（第2条第4項第3号）、また、総務大臣がこの指定を行う際には当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならぬと規定している（第7条）。

- ① 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ② 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

- ③ 国際条約又は国際機関が作成する統計において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

なお、新統計法では、統計調査以外の方法により作成される業務統計及び加工統計についても、基幹統計として指定することが可能となっている（新統計法第2条第4項、第7条及び第26条）。

イ 指定基準を更に詳細化する必要性等

基幹統計は、国民経済・国民生活、国の政策決定に重要な役割を担い、公的統計の体系の根幹を成すべきものであり、その指定に当たっては、恣意的な指定を避け、また、高い品質の確保や透明性を高める観点からも、可能な限り具体化した基準を示すことが求められている。

しかしながら、旧統計委員会が「指定統計指定準則」の策定を断念した経緯からも明らかなように、統計の対象となる分野は、経済・社会・個人生活等を含む人間活動の全領域にわたっていることから、全てに当てはまる共通の尺度を見出し、固定的な判断基準を作成することは現時点においても困難である。さらに、指定基準の詳細化は、新統計法第7条に規定された総務大臣の判断や統計委員会における諮問審議に制約を加える恐れもある。

このため、新統計法第7条に規定された総務大臣による基幹統計の指定に当たっては、統計委員会の意見のほか基本計画も踏まえ、新統計法第2条第4項第3号に規定された基準に該当するかどうかを個別の具体的な事例に即して判断することが適当である。

また、将来推計値については、諸外国においても重要な統計として指定されている例もあり、基幹統計として指定することを否定するものではないが、より高い中立性や科学的根拠が求められる。このため、将来推計値を基幹統計として指定する場合には、推計の方法が客觀性・正確性を有し、作成基準が公開されているなどの要件に留意して判断する必要がある。

ウ 基本的考え方

基幹統計の指定基準については、指定の客觀性をより高める観点から、新統計法第2条第4項第3号に規定された基準を可能な限り具体化することが有益である。しかしながら、統計の対象となる分野は、経済・社会・個人生活等を含む人間活動の全領域に亘ることから、全てに当てはまる共通の尺度を見出して、固定的な判断基準とすることは困難である。さらに、指定基準の詳細化は、新統計法第7条に規定された総務大臣の判断や統計委員会における審議を制限する恐れも

あるため、一般的な判断要素としての観点から目安を示すに止め、個別の具体的な事例に即して判断することが適当である。

また、この個別の判断に当たっては、結果の利活用範囲等を踏まえるとともに、基幹統計調査には報告義務が課せられることや、地方でも幅広く利用できることが必要である。

なお、将来推計値の指定については、推計の方法が客観性・正確性を有し、作成基準が公開されているなどの要件に留意する必要がある。

(2) 取組の方向

新統計法第2条第4項第3号に規定された基幹統計の指定基準の明確化については、本基本計画に一般的な判断要素や留意点等の目安を示すに止め、個別の具体的な事例に即して判断する

(3) 具体的な措置や検討事項

総務大臣による基幹統計の指定に当たっては、統計委員会の意見のほか、基本計画も踏まえ、新統計法第2条第4項第3号に規定された基準に該当するかどうかを個別の具体的な事例に即して判断する。また、将来推計値については、推計の方法が客観性・正確性を有し、作成基準が公開されているかなどを追加的な観点として、基幹統計としての指定を判断する。

ちなみに、この個別判断に当たっての一般的な判断要素の例としては、以下のような観点が考えられる。

- ① 国民生活に関連する重要な構造統計・動態統計
- ② 月例経済報告で利用されている統計
- ③ 結果の利用が法令上明記されている統計
- ④ 人や物の国際的フローを水際で捉える統計
- ⑤ 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
- ⑥ 各地方公共団体においても幅広く活用できる統計
- ⑦ 国連で提唱されたSSDSを基に総務省統計局が整理している社会・人口統計体系に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計
- ⑧ 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
- ⑨ 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

また、この個別判断の検討に当たっては、次のような点にも留意する必要がある。

- ① 加工統計及び業務統計については、特に調査統計と異なる視点から判断する必要性は乏しいこと。
- ② 基幹統計調査には、報告義務が課せられること。

3 統計調査の見直し・効率化の考え方、統計の評価

(1) 基本的な考え方

ア 現状

(ア) 「統計行政の中長期構想」（昭和60年統計審議会答申）においては、変化の激しい社会・経済情勢に即応させ、新たな統計調査の開発・拡充を図る一方で、国民負担の軽減の要請に応えるため、統計調査の定期的見直しが必要と提言されている。

また、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年統計審議会答申）においては、社会・経済が変化していく中で、統計調査の体系的整備を進める一方で、必要な簡素・効率化を図り、全体としての膨張の抑制に努めること等が提言されている。

(イ) 「統計行政の新たな展開方向」（平成15年各府省統計主管部局長等会議申合せ）において、「各府省は、総務省政策統括官（統計基準担当）が各府省と協議の上作成する指針に基づき、平成15年度から3から5年間の期間において、所管するすべての統計調査について計画的な見直しを行い、その結果を毎年総務省政策統括官（統計基準担当）に報告する。」とされている。

この見直しの結果、平成18年度までの4年間に、414統計調査が見直しの対象となり、32統計調査が廃止、18統計調査が統合されたほか、調査客体数・調査事項の削減等が実施されている。

(ウ) 各府省では、上記のような取組みを通じて、不要不急の既存統計調査の廃止及び類似調査の統合等を実施するなど、府省内における見直し・効率化を進めている。

(エ) 国の行政機関は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、その所掌に係る政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点等から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該行政に適切に反映するよう規定されている。

これを受け、各府省の統計部局においては、所管する統計全般にわたって、政策評価を実施しているが、必ずしも、品質を含めた個々の統計整備・提供に係る評価は実施していない。

なお、国際通貨基金（IMF）では、統計データ品質の評価基準として、データ品質評価フレームワーク（DQAF）を示し、前提条件と、①規範性の保証、②方法の健全性、③正確性・信頼性、④実用性及び⑤アクセス可能性の5つの次元から、統計制度、統計作成プロセス及び作成されたデータそのものの管理に求められる品質に関する特性を明らかにしている。

イ 見直し・効率化、統計の評価を推進する必要性等

(ア) 公的統計は、国・地方公共団体の政策運営のみならず、事業者・国民の意思決定にも不可欠な情報であり、時代の変化や社会のニーズに的確に対応し、社

会の情報基盤として機能する優れた公的統計を整備・提供することが要請されている。

一方で、統計を整備・提供するための統計リソースは、近年の行財政改革の影響を受け、他部門を上回った削減が進められている。

このため、真に必要、かつ、優れた公的統計の整備を促進するためには、必要な評価を実施し、その結果を踏まえた上で、既存の統計リソースの有効な利活用を図りつつ、新たな統計の整備・提供に必要な統計リソースを確保する観点から、既存統計調査の見直し・効率化を推進する必要がある。

(イ) 調査実施者、報告者及び利用者によってそれぞれ視点が異なるものの、原則として以下のような視点から、統計調査の見直し・効率化について検討することが適当である。

- ① 政策の企画・実施に寄与していること。
- ② 当該統計調査を創設した際の利用目的が評価時点（現時点）でも有効であること。
- ③ 統計の体系的整備が図られていること。
- ④ 可能な限り行政記録の活用による報告負担の軽減・精度向上が図られていること。
- ⑤ 可能な限り類似調査の統合・見直しが行われ、調査実施者及び報告者の負担軽減が図られていること。
- ⑥ 公共財として提供すべき統計利用者のニーズがあること。
- ⑦ 作成される統計が幅広く利用されていること。
- ⑧ 郵送調査やオンライン報告の導入等、品質を維持しつつ、効率的な調査手法が採用されていること。

また、各府省における上記検討に際しては、統計の品質に関する自己評価結果や、統計委員会による客観的評価も活用する。

ただし、評価には、多大の労力も要することから、①基本計画の改定・進捗状況の報告等に合わせて評価対象を絞り込み、計画的に実施するほか、②政策評価の結果等により代替することや、③自己評価結果を活用して、統計委員会における審議、総務省政策統括官（統計基準担当）における審査負担の軽減を図ること等も検討する必要がある。

なお、統計の品質に関する自己評価については、府省統一的な基準（ガイドライン）を設け実施することが適当である。

ウ 基本的考え方

時代の変化や社会のニーズに的確に対応し、社会の情報基盤として機能する優れた統計を整備するために、引き続き既存統計調査の見直し・効率化を推進する。

また、この見直し・効率化に当たっては、①統計の体系的整備、②報告者の負担軽減、③統計の品質の維持・向上等の視点や、客観的な評価結果も踏まえ、公的統計の全体としての最適化を目指した検討を行う必要がある。

(2) 取組の方向

各府省は、統計の品質に関する自己評価結果や、統計委員会による客観的評価も活用し、引き続き既存統計調査の見直し・効率化を推進する。

(3) 具体的な措置や検討事項

- ア 総務省政策統括官（統計基準担当）は、上記(1)-イ-(イ)の見直しの視点や IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する（平成21年度中）。
- イ 各府省は、所管する公的統計について、前記アのガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化の余地を検討する（平成22年度から着手）。
- ウ 総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省の自己評価結果を取りまとめ、新統計法第55条に基づく施行状況報告として、統計委員会に報告する。また、統計委員会は、その報告を府省横断的な統計の体系整備の観点や、上記II-1で把握する統計利用者のニーズを含め客観的に評価し、必要に応じて各府省に意見を述べる（平成22年度から着手）。
- エ 総務省政策統括官（統計基準担当）は、上記イの自己評価結果を、新統計法第9条及び第19条の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る（平成22年度から着手）。

4 統計基準の設定

(1) 基本的な考え方等

ア 現状

現在は、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和26年政令第127号）で、統計調査に用いる分類として「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因分類」が定められているほか、標準統計分類として、「日本標準職業分類」及び「日本標準商品分類」が設定されており、特に政令で定められている「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」は国際比較も含め統計間の比較可能性の向上と統計作成の客観性の確保に一定の役割を果たしている。

また、時系列統計に対する基準として、「指標の基準時及びウェイト時の更新についての基準」及び「季節調整法の適用にあたっての基準」が統計審議会の答申等として存在しており、当該答申等に基づく総務省（政策統括官室）通知に沿って各府省において運用が行われ、時系列統計の客観性の確保に一定の役割を果たしている。

イ 必要性

このように実際の統計基準が一定の役割を果たしていること、そして、新統計法第2条及び第28条において統計基準の定義及び設定の手続きが定められたこと

から、有用な公的統計の作成に資する統計基準を設定し公示等の措置を行う必要がある。

なお、統計基準の設定に関しては新統計法附則3条において法施行前の準備行為が認められており、円滑な統計法の全面施行に資する観点から、従前の標準統計分類についても新統計法における統計基準として設定する場合においては、平成20年度中の措置が必要である。

ウ 基本的考え方

新統計法第2条第9項では、統計基準について、「公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準」と定義されており、当該基準を用いることで統計間に統一性、総合性が確保され、国内的及び国際的な統計の比較可能性が向上するという直接的な効果のほか、本基準を用いることで個々の統計の恣意性の排除などの効果も期待されることから、比較可能性の向上及び客観性の確保の観点から、いかなる基準を統計基準とすべきかについて判断を行う必要がある。

(2) 取組の方向性

統計間の比較可能性の向上及び客観性の確保の観点から、「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因分類」など引き続き必要とされる現行の基準について、新統計法に規定する統計基準として設定する時期を基本計画で明確にするとともに、新たに統計基準として採用する候補について、基準として設定することの可否やその内容の検討を行なう。

(3) 具体的な措置や検討事項

ア 「日本標準産業分類」は、各種統計に適用され、統計間の比較可能性と客観性を確保する基盤となっており、引き続きその基準は必要である。

また、同分類は、多くの基幹統計調査の調査規則に規定される調査の対象等にその内容が引用されているほか、毎月実施される各種動態統計にも広く用いられており、当該基準を新統計法に規定する統計基準とする手続きは新統計法の円滑な全面施行に必要不可欠である。

したがって、総務省政策統括官（統計基準担当）は、新統計法附則第3条が規定する準備行為として、現在の分類の内容を引き続き統計基準として設定し、公示する（平成20年度中）。

イ 「疾病、傷害及び死因の統計分類」は、厚生統計に関し国際比較可能性を確保する基盤となっており、引き続きその基準は必要である。

また、同分類は、毎月実施される人口動態統計などの各種動態統計に用いられており、当該基準を新統計法に規定する統計基準とする手続きは新統計法の円滑な全面施行に必要不可欠である。

したがって、総務省政策統括官（統計基準担当）は、新統計法附則第3条が規定する準備行為として、現在の分類の内容を引き続き統計基準として設定し、公

示する（平成20年度中）。

ウ 「日本標準職業分類」は、職業区分を用いている38調査の大半（約7割）についての適用が定着している現状、また、各種統計の比較可能性を向上させる観点から、新たな統計基準として設定する必要がある。

したがって、総務省政策統括官（統計基準担当）は、平成22年国勢調査の実施に間に合うように統計基準として設定し、公示する（平成21年度前半まで）。

エ 「季節調整法の適用にあたっての基準」は、季節調整値の客觀性を確保する観点から、各府省におけるこれまでの季節調整法の適用における運用実績を踏まえ、見直しを行った上で、新たな統計基準として設定する必要がある。

したがって、総務省政策統括官（統計基準担当）は、現行基準の見直しを進め、統計基準として設定し、公示する（平成22年度中）。

なお、各府省は、当該統計基準が公示されるまでの間、現在の「季節調整法の適用にあたっての基準」に基づく運用に引き続き努める。

オ 「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」は、指数の基準改定の客觀性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省におけるこれまでの指数の基準改定の実績を踏まえ、見直しを行った上で、新たな統計基準として設定する必要がある。

したがって、総務省政策統括官（統計基準担当）は、現行の基準の見直しを進め、統計基準として設定し、公示する（平成21年度中）。

なお、各府省は、当該統計基準が公示されるまでの間、現在の「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」に基づく運用に引き続き努める。

カ 「日本標準商品分類」については、サービスの取扱について、十分に検討を行うことが重要である。また、「従業上の地位に係る分類」は、国際分類は存在しているものの、我が国においては当該分類の研究がこれまで進んでいない状況にある。

このため、総務省政策統括官（統計基準担当）は、「日本標準商品分類」にサービスを含めるか否かについて、また、従業上の地位に係る分類等について研究を進め、併せて統計基準として設定することの可否を決定する（平成23年度中）。

キ 総務省政策統括官（統計基準担当）が上記アからオまでの統計基準を設定する際は、個々の基準のこれまでの運用実績や性格を踏まえ、個々の公示において、その運用水準を設定するとともに、各府省は当該運用水準に基づき統計基準を適用する。

ク 総務省政策統括官（統計基準担当）は、公示した統計基準について、改定からおおむね5年後を目途に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、当該統計基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。

III 統計リソースの確保・有効活用等

1 統計リソースの確保・配分の在り方、有効活用

(1) 基本的な考え方

ア 現状

(ア) 統計行政の専門性・特殊性

統計は、その企画立案、設計、実査、審査・集計・加工、分析という個々のプロセスにおいて、理論的・技術的・実務的な面から、他の行政にはない専門性が求められている。

また、これまでの統計整備の中心となっている調査統計については、月次・年次等の経常的に実施される調査がある一方で、3年ないし5年の周期で実施される調査や、必要に応じて臨時に実施される調査もあり、年・月によって、業務量・業務内容が大きく変動するという特殊性がある。

さらに、加工統計、業務統計については、その作成基礎となる各種統計や、行政記録データを入手するための調整・企画力だけではなく、データの処理・加工、分析等の能力も必要とされる。

(イ) 公的統計の整備に必要なリソースの現状

a 各行政に必要な予算・定員は、当該行政を所管する府省内において、優先順位が付された後、各府省がそれぞれ財政当局や定員管理部局に予算要求を行った上で、査定を受ける仕組みとなっている。分散型統計機構を採用している我が国においては、各種統計の整備・提供についてもその例外ではなく、政府全体の統計予算枠・定員枠というものは特に設けられておらず、各省庁の予算・定員枠の中で、統計に必要な予算額・人員数を確保することとなっている。

この統計関係予算については、国勢調査を始めとする大規模周期調査が3年ないし5年の周期で実施されるため、年度によって予算額が大きく変動する。このため、5か年間の平均予算額の推移で比較すると、平成14年度までは国債費を除く一般歳出の伸びに準じて増加していたが、最近の厳しい国の財政事情を受けて、平成10年度から同14年度の5か年間の年平均約500億円から、平成15年度から同19年度の5か年間は年平均約450億円と、約1割の削減となっている。ちなみに、近年の統計予算額の年平均450億円は、一般歳出予算全体の0.07%にとどまっている。

b 各府省の統計担当職員の推移をみると、昭和35年の約18,000人から平成19年度には5,000人弱と約73%が削減されており、同期間における非現業国家公務員の削減率約38%と比較して大きく減少している。特に、平成15年度から平成19年度の5か年間には、7,380人から4,939人と約33%の削減となっている。

このような大幅な削減に対して、各府省は、製表・審査業務を中心に機械化を推進し、また、データ処理に民間事業者を活用する等、合理化・効率化を徹底して対処してきた。また、近年は、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に基づき、農林水産省の統計部門職員4,132人のうち1,904人(約46%)が純減されるなど、統計部局における定員削減が進められる一方で、新規の業務ニーズに対応した定員要求が認められにくくという現状にある。

このため、現状のままの定員削減が今後も継続した場合、上記アに記述した新たな統計整備への対応が困難になるばかりか、既存統計調査の公表遅延や、品質の低下といった支障が生じる可能性が高まる。

ちなみに、1980年代前半に行われたイギリスにおける統計改革では、行財政改革の一環として、政府全体の統計職員約9,000人のうち、2,500人(全体の約28%)を削減するなどの措置を推進した結果、1980年代後半になって、国民所得の生産・分配・消費の各部門の所得額が一致せず、財政の基礎となる国民所得統計等が国民の信頼を決定的に失うという事態が生じた。その後の調査においても、国民所得統計の不一致理由は必ずしも明確にはなっていないが、生産部門よりも、消費・サービス部門の統計が弱体化していることが指摘されているほか、統計整備に必要な予算・人員等の充実や、統計組織の機能強化等が勧告され、その後、同国は中央統計機構の再編強化に大きく政策を転換している。

統計の作成に当たっては、過去にさかのぼった個票データの収集やデータの補完は事実上不可能であることを銘記しつつ、このイギリスにおける統計改革の取り組みを他山の石として正確で信頼性の高い統計を提供することが重要である。

c 我が国では、府省単位でリソースの確保に努めてきたが、最近の行財政改革の中で、府省単位での対応は限界に達しており、社会の情報基盤としての公的統計の機能を維持するためには、各府省の枠を超えて政府全体で対応することが求められている。

d 雇用環境や行政組織等が異なるため、一概には比較できないが、各府省の統計担当職員数(平成20年4月1日現在で4,377人)と主要国の統計担当職員数とを比較すると、アメリカ(平成20年1~3月現在で12,288人)、イギリス(同3,971人)、フランス(同6,452人)、ドイツ(同2,796人)、カナダ(同5,177人)等となっている。また、人口千人当たりの統計担当職員数で比較すると、日本の0.03人に対し、アメリカ0.04人、イギリス0.07人、ドイツ0.03人、フランス0.10人、カナダ0.16人となっており、必ずしも十分とはいえない。

なお、アメリカでは、国民経済計算の担当者数以上の研究者が配置されているなど、経済の実態を適時的確に把握するための体制の充実も図られており、我が国よりも充実した体制となっている。

イ 統計整備に必要なリソースの確保等の必要性

社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な任務の一つであるという認識に立ち、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した社会の情報基盤としてふさわしい統計を、政府が責任をもって提供するためには、そのような統計の整備・提供のために必要な統計リソースを確保し、有効活用することが前提条件となる。

ウ 基本的考え方

(ア) 統計が果たすべき役割

公的統計は、政策・施策の企画立案、政策効果の事前・事後評価等の基礎情報として、不可欠なものとなっており、正確な統計は、的確な現状認識を可能とし、政策の効率化を通じて財政再建にも貢献するものと考えられる。

また、企業や個人にとっても、経済活動等において、合理的な意思決定を支える重要な指標となっている。

このような社会情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な任務の一つであるという認識に立ち、社会の情報基盤としてふさわしい統計を、政府が責任をもって提供する必要がある。

(イ) 統計を取り巻く環境の変化

統計は、その多くが時間の経過に伴う変動を捉えることを目的として継続的に実施されている。また、我が国では、分散型統計機構の中で、各府省のそれぞれの政策目的に密接に関連する形で統計が整備されてきたため、産業全体を包括的に捉える統計や、新規・新興の事業分野あるいは各府省の所管にまたがる分野の統計の整備が十分に進んでいないことが指摘されている。

また、近年は、業務統計及び加工統計の有用性に関する認識もこれまで以上に高まっているほか、新統計法に基づく「委託による統計の作成等」（第34条。以下「オーダーメード集計」という。）及び匿名データの作成・提供（第35条・36条）による統計調査結果の二次的利用の推進に対応することも必要となっている。

(ウ) 今後の対応

第二次世界大戦直後、国政上の最重要課題の一つであった統計の整備・再建には、必要とされた予算・人員等が投入され、その結果、我が国の統計は急速に整備された。しかしながら、その後、累次の行財政改革が進められる中で、従来からの合理化努力は、限界点に達しつつあり、現状のままで推移すれば、一定の品質を維持した既存統計の整備にも支障が生じ、また、公表遅延等が発生する可能性が高まる。

他方で、前記(イ)のような社会の情報基盤としての統計整備や、加工統計を含めた統計体系の整備促進を図り、質の高い統計を計画的に提供することが強く要請されている。

このような状況に対応するためには、各府省が一体となって、既存統計の見

直し・効率化や、人事交流の促進等により、そのリソースを最大限効率的に活用していくとともに、必要なリソースの確保に努めることが必要不可欠となっている。

また、限られたリソースの下で統計を巡る環境・ニーズや、社会の情報基盤としての統計の役割に、的確に対応する統計の整備促進・全体最適を図るためにには、個々の統計整備の必要性及び整備年度等を精査・調整した上で工程表を策定し、それを着実に実行することが必要である。その際、実査体制にも配慮した統計整備・統計調査実施時期の全体調整を図ることが必要である。

(2) 取組の方向

基本計画には、基幹統計を中心に公的統計の整備に係る工程表を盛り込み、計画的かつ重点的な取組みを推進するとともに、全体最適を推進するための仕組みを構築する。

また、各府省は、政府全体として、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した統計体系を整備し、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、統計整備に必要な統計リソースの確保・有効活用に最大限努力する。

統計委員会は、新統計法第55条第2項に基づく施行状況の報告に係る審議において、上記の統計リソースの確保・配分状況を重点的に検討し、必要に応じて改善意見を述べる。

(3) 具体的な措置や検討事項

ア 政府全体の調整機能の発揮

総務省政策統括官（統計基準担当）は、政府全体での統計の計画的な整備や、全体最適を図る観点から、基本計画において、各府省が個々の統計整備に係る工程表を作成する際に、実査体制にも配慮しつつ、優先度を考慮した統計整備・統計調査実施時期等の全体調整を図る。

さらに、総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する（平成22年度から着手）。

イ 各府省の取組み

各府省は、新たな統計の整備・提供ニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者負担の軽減に加え、統計リソースの確保・有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う（平成21年度から着手）。

また、各府省は、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、整備すべき統計の必要性及び整備年度等を精査・調整した工程表に基づき、その実施に必要なリソースを確保するよう措置する（平成21年度から着手）。

さらに、各府省は、業務の内容に応じた必要な人材の量（特に、実査、審査、集計部門において重要な要素）と質（特に、企画、分析・公表部門において重要な要素）のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、国家公務員としての勤務年数の多くの多くの統計関連業務に従事する職員（以下「中核的職員」という。）の確保に努力する（平成21年度から着手）。

ウ 各府省の取組みへの支援

総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省における基本計画への予算・人員面を中心とした取組状況に関する情報共有・調整等を行うための場を設置し、基本計画の推進を図る（平成22年度から着手）。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）は、上記情報共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保・有効活用の実現が図られるよう財務当局に働きかける（平成22年度から着手）。

エ 府省横断的な統計ニーズへの対応

各府省は、効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省統計局の機能・リソースを最大限に活用する。また、統計調査を効率的に実施する観点から、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。

オ 緊急ニーズへの対応

各府省は、緊急ニーズに的確に対応した統計を作成するに当たって、第一義的に行行政記録及び既存統計調査結果の活用を推進する。

その際、各府省は、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。なお、調査が複数の府省の所管になる場合には、必要に応じ、総務省政策統括官（統計基準担当）が調整を図る。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）は、上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する（平成21年度から着手）。

2 実査体制（統計専任職員等）

(1) 基本的な考え方等

ア 現状

(ア) 実査の体制

a 地方統計機構の整備経緯

旧統計委員会では、国が実施する大規模統計調査の共同実施機関として必要な人員を確保するとともに、統計作成の迅速化と地方利用の拡大を図るために、「地方統計機構整備要綱」（昭和22年閣議決定）に基づき、都道府県及び

市町村に全額国庫負担の統計専任職員を配置した。

地方統計機構の整備は、①昭和22年の臨時国勢調査等、各種センサス調査の実施・成功、②国の調査を補完して地方のニーズに対応する調査の実施、③県民所得計算（加工統計）の作成・統計書の刊行のほか、④地方分査（地方における電算入力及び機械審査）の拡大による統計作成の迅速化と地方利用の拡大等、大きな成果を挙げた。

しかしながら、昭和25年以降、市町村の統計職員に要する経費は、行財政整理の一環として、地方財政平衡交付金（現在の地方交付税交付金）で措置され、他方、都道府県の統計主管課に所属する職員（以下「統計専任職員」という。）に要する経費は、各種統計調査を効率的に実施するための共通基盤的経費として、「統計調査事務地方公共団体委託費」（以下「専任費」という。）で措置されることとなり、現在に至っている。

b 地方における統計組織の役割

各府省が実施している基幹統計調査については、本省で自ら（又は民間事業者を活用して）実施しているものは一部にとどまっており、大半は地方公共団体又は各府省の地方支分部局が統計調査員の設置・指導、調査票の配布・取集、調査票の審査等の実査事務を担っている。

また、この地方の実査体制は、①都道府県統計主管課を経由する系統、②都道府県事業主管課を経由する系統及び③各府省の地方支分部局を経由する系統の3つの系統に大別される。

このうち、都道府県統計主管課及び市町村統計担当課係による調査系統（以下「地方統計機構」という。）については、①国勢調査、農林業センサス、商業統計調査等の大規模統計調査の実査を一括して担当し、統計の真実性と統一性を確保するとともに、地方の必要性に基づく統計事業を実施して、地域統計の整備と地方行政による活用を図るなど、我が国の統計調査の基盤を確立する上で重要な役割を果たしている。

特に、都道府県統計主管課は、正確性、速報性及び確実性が求められる閣議報告案件となっている月次の経常調査等の実施を担当するとともに、市町村に対する連絡調整、市町村統計担当職員の資質向上を図るための研修の実施等を通じて、地方統計機構の中核的な役割を担っている。

c 地方統計機構における業務の特性

地方統計機構が担っている実査事務の業務量は、経常調査を含め、日々の業務量が変動するという特性がある。

また、業務量・内容は、大規模周期調査の実施により、年、月によって更に大きく変動し、時には、各府省の統計調査が輻輳する場合もあり、業務量平準化が大きな課題となっている。

d 地方統計機構が抱える課題

統計専任職員については、国家公務員の定員削減に準じた予算定数の削減

が進められ、この60年間に6割近く減少し、平成20年度の予算定数は2,060人となっており、近年は削減率も上昇している。

また、統計専任職員の統計事務への従事年数をみると、3年以上従事している者の割合は、昭和63年4月の33.4%から平成19年4月には25.4%に8ポイント低下しており、特に、5年以上従事している者の割合は、同期間に16.7%から9.1%に7.6ポイント低下するなど、統計事務に経験の乏しい職員が増加している傾向がうかがわれる。

一方、市町村の統計職員についても、近年の市町村合併や地方行財政改革の進展から、平成10年4月の11,969人から過去10年間に3割以上減少し、平成19年4月現在では8,159人となっている。さらに、統計を専門に担当する課・係を設置している市町村は、全体の約2割にとどまっており、8割の市町村は、数人の兼務職員が統計調査事務と同様に業務量に波動性ある選挙事務等を兼務しているため、調査実施時期と選挙期間が重複した場合には要員の確保が困難となっている。

なお、このような市町村統計担当課・係の状況によって、統計専任職員の審査・指導業務の負担が増加する傾向にある。

e 専任費制度の運用の見直し

統計専任職員の交付基準単価は、現在、行政職俸給表（一）2級49号俸の格付（30歳代半ばを想定）となっており、過去15年近く変更されていない。

一方、統計専任職員の年齢構成をみると、35歳未満の者は全体の3割弱にとどまっており、全体の平均年齢は41.4歳となっていることもある、都道府県における統計専任職員の給与支給額は国の交付額を上回っている。ただし、都道府県別にみると、平均年齢の最高は47.1歳、最低は35.0歳と、都道府県によって状況は区々となっている。

また、統計専任職員については、「統計調査事務地方公共団体委託費取扱要綱」等において、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項に基づく条例で定められた定数内の職員であって、かつ統計主管課に専任する者」を、交付対象の要件としているが、近年、条例定数外の再任用短時間勤務職員が統計主管課に配置される例も増加しつつあり、当該職員を統計専任職員としてほしいとの要望も寄せられている。

これらの課題については、厳しい国の財政事情、都道府県間の考え方等に差異はあるものの、公的統計の作成基盤を確保する観点から適切に対応する必要がある。

（イ）統計調査員

a 統計調査員の役割

統計調査の実施方法としては、①統計調査員による方法（調査員調査）、②郵送による方法（郵送調査）及び③情報通信技術を活用した方法（オンライン調査）の3つの方法に大別される。

このうち調査員調査は、報告者と直接面接して、調査の趣旨、記入内容等を説明できることから、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるという利点があるなど、統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に重要な役割を果たしている。

b 統計調査員制度が抱える課題

総務省政策統括官（統計基準担当）は、統計調査を取り巻く環境の悪化や統計調査内容の複雑化等から、統計調査員の確保が困難になっている現状の改善を図るため、登録調査員確保対策事業を昭和47年から実施し、平成18年度末の登録者数は約11万人に達している。

しかしながら、この統計調査員については、質的な問題として、比較的若い層（40歳未満）の調査員が新規に登録されることが少なく、更に面接技法に習熟している調査員や統計調査事務を的確にこなせる調査員の不足が、また、量的な問題として、大規模な周期統計調査における調査員不足が指摘されており、大都市部を中心に質・量の両面にわたり、その確保には限界が認められる。

統計調査員については、地域的な差異はあるものの、統計調査員の質・量を共に確保するのは困難な状況にあることから、量の確保にも配慮しつつ、質（能力）の向上を図ることによる効率化や、処遇改善を図ることが必要となっている。

また、このような統計調査員の質の向上に当たっては、各府省と地方公共団体が協働して取り組みを推進することが重要となっており、各府省が直接確保している統計調査員と地方公共団体との連携を推進するとともに、統計調査員制度の在り方について中長期的な観点からの検討を行うことが必要となっている。

なお、国の地方支分部局及び都道府県の事業主管課系統では、1万人超の調査員を確保し、研修等の実施による資質の向上に努めているが、地方統計機構との連携は必ずしも十分ではない。

(ウ) 実査を取り巻く環境の変化

近年、実査を取り巻く環境は、地域的な差異はあるものの、大都市部を中心に、次のような変化が顕著となっており、統計調査への協力が得られにくい状況となっている。

- ① 行政（国及び地方公共団体）に対する信頼度の低下
- ② 個人情報保護意識の高まり
- ③ 近隣関係の希薄化による地域のコミュニティの機能低下
- ④ 企業における企業情報の秘匿化や担当者の減少等による協力低下
- ⑤ 生活様式、勤労形態、企業形態等の多様化による報告者の捕捉困難の増大
- ⑥ 統計調査に関する協力意識の低下

このように統計調査を取り巻く環境が変化し、厳しさを増している現状は、統

計調査員及び地方統計機構の業務負担の増加にもつながっていることから、調査環境の改善を図るための取組が必要となっている。

(エ) 地方分権の推進と国の地方支分部局が担う業務との関係

統計を作成するための実査事務は、既述のとおり、都道府県事業主管課及び国の地方支分部局の系統でも実施されており、これらの系統は公的統計の作成に重要な役割を担っている。

一方、政府は、地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づく地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担や出先機関の見直し等を検討しており、平成20年8月上旬に、出先機関の見直しに関する中間報告、平成20年末に第2次勧告、平成21年には第3次勧告が予定されている。これらを踏まえて策定される地方分権改革推進計画（閣議決定）の内容によっては、本基本計画が前提とする実査体制にも影響が生じる可能性もある。

このように、地方分権改革推進委員会における検討は、統計委員会基本計画部会における本基本計画の審議とほぼ並行して行われ、閣議決定も同時期となる見込みであることから、統計委員会基本計画部会における審議に当たっては、地方分権改革推進委員会における審議に留意するとともに、必要に応じて委員会間で情報交換を図る。

イ 必要性

新統計法では、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、公的統計を体系的に整備することを、その基本理念として規定している（新統計法第3条第1項）。

また、基幹統計を作成するための地方公共団体における事務は、法定受託事務として規定されている。一方、基幹統計には、地方公共団体にとって重要な統計も多く、その作成には地方公共団体が重要な役割を担っていることからも、国と地方公共団体の相互の協力及び適切な役割分担の下に、その整備に協働して取り組むことが必要不可欠である。

ウ 基本的考え方

地方統計機構は、各府省が実施する「経常調査」（月次又は四半期毎に継続して実施される調査）、「年次調査」及び「周期調査」（3年ないし5年周期で実施される調査）等の実査業務を合わせて処理することにより、調査ごとに個別に要員を配置するのに比して効率的な調査の実施が可能となっているほか、審査ノウハウの共有などによる正確性の向上も期待できることから、今後ともその機能を維持することが重要となっている。

また、地方統計機構は、①正確な内容審査、②提出期限の遵守及び③法制度を根拠とする確実な実査体制の確保等という観点からみても、他に代替することが困難な機能を有している。

さらに、1万人以上の統計調査員を委嘱して実施する大規模な周期調査の実施に当たっては、調査員の確保・指導や、調査の円滑かつ統一的な実施という観点

から、市町村を経由した確実な対応が不可欠となっている。

一方、基幹統計調査の結果の多くは、地方公共団体においても施策の企画立案や事業評価等の基礎資料として広く活用されており、地方公共団体にとって有用な情報も少なくない。

このため、社会の発展を支える情報基盤として必要かつ優れた統計を整備・提供するためには、地方統計機構の機能を維持しつつ、国と地方公共団体が協働して取り組む必要がある。

(2) 取組の方向

各府省は、基本計画に基づく基幹統計の体系的整備に当たって、基幹統計は国の責任で作成することを前提に、地方公共団体と「協働して取り組む」ことを基本的な考え方とする。また、地方公共団体と連携して実査体制の機能を維持するため、多面的な方策を計画的に実施する。専任費制度については、地方公共団体の実状や意見も踏まえつつ、運用の改善を検討する。

また、統計調査員制度の在り方についても、各府省と地方公共団体が協働して中長期的な観点から検討を行う。

(3) 具体的な措置や検討事項

ア 基本計画に基づく今後の統計整備に当たっては、地方統計機構の機能を維持する観点から、次のような方策を多面的かつ計画的に実施する。

① 各府省は、地方公共団体を経由する必要がある調査（原則として、調査員調査が必要な調査）の範囲を精査し、必要な見直しを実施する（平成21年度から着手）。

② 各府省は、実査業務の平準化にも配慮した基幹統計調査の工程表を作成するとともに、総務省政策統括官（統計基準担当）は、新たな統計整備ニーズを含め、この工程表に基づき、地方統計機構の業務量を極力平準化するよう調整に努める（平成21年度から着手）。

③ 各府省は、地方公共団体を経由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方のニーズも踏まえ、地方表章の充実を計画的に推進するとともに、上乗せ調査（客体数、調査事項）を地方公共団体が実施できるよう支援する（平成21年度から着手）。

イ 総務省政策統括官（統計基準担当）は、地方統計機構の機能をより充実させる観点から、都道府県の実状や意見も踏まえつつ、専任費制度の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討し、平成22年度末までに結論を得る。

ウ 統計調査員制度については、次のような方策を実施する。

① 総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省及び地方公共団体と共同し、統計調査員（統計調査指導員を含む。）の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた待遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める（平成21年度から着手）。

- ② 総務省政策統括官（統計基準担当）及び各府省は、統計調査員の役割や社会的的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に調査客体等に対する周知を推進する（平成21年度から着手）。
- ③ 各府省は、統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する（平成21年度から着手）。
- エ 総務省政策統括官（統計基準担当）及び各府省は、経済・社会構造の変化やニーズに的確に対応しつつ、信頼性の高い統計を作成するためには、国民の理解と協力が不可欠であるとの観点から、報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する（平成21年度から着手）。
- オ 政府は、地方分権改革推進法に基づく地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担や出先機関の見直し等を検討しており、この検討結果によっては、本基本計画が前提とする実査体制にも影響が生じる可能性もある。
- この地方分権改革推進委員会における検討は、本基本計画に係る統計委員会基本計画部会における検討とほぼ並行して行われる見込みであることから、本基本計画の統計委員会基本計画部会における審議に当たっては、地方分権改革推進委員会の審議状況に留意するとともに、必要に応じて委員会間で情報交換を図る。

3 統計職員等の人材の育成・確保

（1）基本的な考え方

ア 現状

（ア）中核的職員には、実務経験とともに、①各種統計の概要、結果利用、②標本設計や調査手法、③データ処理方法、④分析手法等に関して、専門性を持った幅広い知識が得られるよう配慮することが必要となっている。

しかしながら、各府省では、府省全体の枠内で採用した職員を、2、3年周期で全省的に人事異動させることが通例となっているため、統計部局だけで中核的職員を育成・確保することは困難な状況となっており、特に、小規模な統計部局しか有しない府省において、その傾向が顕著である。

また、各府省では、統計調査に関するキャリアパスの構築や統計研修の実施について、方針を定め、積極的な取組を行っている府省がある一方で、統計組織規模の面から、これらの取組を実施することが困難な府省も存在しており、対応は区々となっている。

一方、各府省の施策部局においては、近年、「証拠に基づく政策立案」という考え方方が重要となっており、統計を分析・加工した結果を施策の立案や評価に使用することが多くなっている。

このため、統計部局の中核的職員については、統計部局から施策部局に異動

した際にも、統計の作成に関する知識・経験を活用するとともに、統計の分析能力の育成を図るためにも、統計の分析・加工に従事できるような職務に携われるよう配慮を要請することが必要となっている。

(イ) 府省間の人事異動については、近年、増加傾向にあるものの、統計部局の定員削減が進められる中で、数値目標を定めて促進を図ることは困難な状況である。

また、府省間の人事交流については、府省相互の信頼関係を醸成するとともに、良質の人材を育成するという共通認識を持つことが実施の前提条件となる。

(ウ) 政府では、新たな人事評価制度の導入を検討しているほか、任期付職員採用制度、府省間人事交流の促進を図っており、これらの制度の有効活用を図ることが必要となっている。また、政府では、平成20年6月に国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）を成立させるとともに、公務員制度改革推進会議を設置し、具体化を進めるための個別法の検討を進めることとしており、これらの改革の動向にも留意することが必要となっている。

(エ) 地方統計機構においても、日常業務に忙殺され、長期の研修に参加することが困難な状況となっている。

このため、総務省統計研修所では、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した通信研修の導入・充実や、ブロック別に地方公共団体等の職員を対象として開催する地域統計研修の本格実施等による支援を図っている。

イ 必要性

新統計法第53条においては「公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。」と規定されている。

また、新統計法制定時の参議院総務委員会附帯決議においても、「統計の作成には専門性が不可欠であることにかんがみ、高度の専門人材の育成及び確保に向けて、統計に携わる職員の任用・研修等を計画的に行う」ことが求められている。

このため、今後は、同条の規定等に基づき、中核的職員を中心に、計画的な人材の確保・育成に取り組む必要がある。

ウ 基本的考え方

公的統計の作成については、国連統計委員会において1994年に採択された「官庁統計の基本原則」において、「官庁統計への信頼を保持するために、統計機関は、科学の原理と専門家としての倫理を含む厳密に専門的な見地から、統計データの収集、処理、蓄積及び公表の方法及び手続を決定する必要がある。」と規定されるなど、統計作成機関及び作成に携わる職員の十分な専門能力の発揮が重要とされている。

加えて、国際社会では、地域等の比較可能性を高めるために、統計の標準化など様々な取組が行われていることから、その動向を的確に把握し、国内にその成果を反映させが必要となっている。また、今後、我が国が積極的にその取

組に貢献していくためには、国際会議等を舞台として、諸外国の統計専門家に伍して議論を戦わせることのできる人材を確保・育成していくことが不可欠である。

さらに、新統計法の国会審議（平成19年5月15日参議院総務委員会附帯決議）においても、「高度の専門人材の育成及び確保に向けて、統計に携わる職員の任用・研修を計画的に行う」よう要請されている。

このため、我が国の統計作成組織全体として、このような人材を確保・育成する観点から、中核的職員を対象に、これまで以上に人材育成を意識した人事異動・人事交流や、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計の整備・提供に対応した研修の実施による能力の向上を図る必要がある。

（2）取組の方向性

社会の発展を支える情報基盤として必要な統計の整備・提供を推進するとともに、国際社会における統計の発展にも貢献する観点から、新たな人事評価制度等の活用にも留意しつつ、中核的職員を中心に、統計に携わる職員の任用・研修等を計画的に推進する。

（3）具体的な措置や検討事項

ア 中核的職員の計画的な確保・育成の推進

各府省は、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計の整備・提供を推進する観点から、中核的職員の確保・育成を計画的に実施するため、次のような方策を講じる。

- ① 中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努めること（平成21年度から着手）。
- ② 各府省は、府省間、国・地方、官・学の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間・国地方間・官学等の人事交流を推進する（平成21年度から着手）。
- ③ 各府省は、今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の統計に関する専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める（平成22年度から着手）。
- ④ 統計を主管する局・部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、計画的育成に努める（平成21年度から着手）。また、それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。
- ⑤ 総務省統計研修所は、各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、1次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や2次利用における実務能力向

上に直結する研修等を充実する（平成22年度から着手）。

- ⑥ 総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図るとともに、各府省の研修ニーズと総務省統計研修所の研修カリキュラムの連絡・調整等の充実を図る。

イ 国際社会において貢献できる人材の確保・育成の推進

- ① 各府省は、国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣を含めた国際対応能力・経験の向上方策を推進する（平成21年度から着手）。
- ② 総務省政策統括官（統計基準担当）は、統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する（平成21年度から着手）。

ウ 人材の確保・育成に向けた研究の実施

総務省政策統括官（統計基準担当）及び各府省は、現在、政府で取り組まれている公務員制度改革基本法に基づく公務員制度改革の動向や、目標管理による人事評価制度の実施状況にも留意しつつ、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する専門職俸給表に、統計専門職を追加することの可否を含めた研究を実施する（平成22年度から着手）。

4 研究開発の推進と関係機関等（学界等）との連携強化

（1）基本的な考え方等

ア 現状

統計委員会においては、学界等の中核的な有識者の知見を活用し、総務大臣からの諮問に基づく調査審議が行われている。また、各府省においても、統計の改善、統計調査の見直し等に当たって研究会等を開催し、学界等の有識者の知見の活用がなされており、これらの取組は統計作成方法の改善に一定の役割を果たしている。

しかしながら、各府省における研究会等の成果は、府省間で十分に共有されず、有識者も特定の範囲に限定されているなどの状況もみられる。一方、諸外国では、統計作成技術・利活用等の改善を図るために、学界等の有識者を対象に、プロジェクト型（公募型・競争型）の委託研究を活用している例も見られる。

イ 必要性

新統計法第53条では、「国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。」と規定されていること、また、限られた統計リソースによって、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を整備・提供する観点から、学界等の有識者等との連携強化を図ることが必要となっている。

ウ 基本的考え方

統計の作成及び統計調査の企画、結果の分析等には、他の行政分野にはない専門性が必要とされる。特に、近年、加工統計の分野では、その理論と技術の発展が著しいことから、統計の品質を維持し、更に発展させるためには、日頃から研究開発を推進することが極めて重要である。

この研究開発は、各府省の統計担当職員のみでなしうるものではなく学界等との連携を強化し、専門家の知見を最大限活用することが重要となっている。

(2) 取組の方向性

経済・社会構造の変化や統計利用者のニーズに的確に対応しつつ、信頼性の高い統計を整備・提供する観点から、有識者の知見を最大限に活用するため、各府省と学界等との双方向の連携を一層強化する。また、統計委員会においても、その権限に属する調査審議に資するため、学界等の有識者との連携を強化する。

(3) 具体的な措置や検討事項

ア 各府省は、新統計法第53条に規定される公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発の実施に当たって、学界等の有識者の知見をより幅広く活用する観点から、総合科学技術会議や関係学会等とも連携し、プロジェクト型（公募型・競争型）による研究等を推進するとともに、これらの研究結果をインターネット上で公開するなどして、情報共有を図る。また、各府省は、関係学会等から、公的統計の整備・提供に資する研究に協力を求められた場合、関係資料の提供を含め可能な限り対応する（平成22年度から実施）。

イ 統計委員会は、新統計法第35条第2項に基づく匿名データの作成に関する技術事項に関する諮問への対応（平成20年度から着手）や、新統計法第55条第3項に規定する意見を述べるに当たって、学界等の有識者とも連携し、調査審議に資するための調査研究を必要に応じて実施する。

また、統計委員会は、統計利用者との意見交換の場を活用し（前述II-1-(3)-ウ参照。）、上記アの各府省と学界等との連携強化を支援するとともに、公的統計の整備・提供に当たって有用と考えられる研究課題を、関係学会等を通じて周知するなどして、学界等の有識者による研究の推進を促す（平成21年度から実施）。

ウ 各府省は、統計の中核を担う人材の育成を図る観点から、大学及び大学院の講義等を活用するとともに、大学等との間で研修講師の相互派遣等を通じて連携を強化する（平成22年度から着手）。

5 統計の中立性

(1) 基本的な考え方等

ア 現状

公的統計については、国連統計委員会の「官庁統計の基本原則」も踏まえ、新統計法第3条第2項に、「中立性及び信頼性が確保されるよう作成されなければな

らない」ことを基本理念としている。

また、基幹統計の作成に携わる職員は、新統計法第58条に基づき公表期日以前に漏らした場合、罰則が科せられるほか、国家公務員法第100条に基づく守秘義務、私企業からの隔離・関与の制限（国家公務員法第103条・104条、国家公務員倫理法）、政治行為の制限（国家公務員法第102条）などの規制も加えられている。

ただし、作成過程の公表や、公表期日前の事前情報を共有する範囲等の内部手続きについて、各省共通の定めは特に設けられていない。

イ 必要性

新統計法の基本理念に則り、公的統計は、中立性及び信頼性が確保されるよう作成する必要がある。

ウ 基本的考え方

統計調査の結果は、国民の真摯な協力の有無によって左右されることから、統計に関する国民の信頼を確保することは質の高い優れた統計を作成する上で、必要不可欠となっている。

一方、月例経済報告に利用されている基幹統計は、その動向が株式市場等にも大きな影響を与えることから、その統計結果が公表前に外部に漏洩した場合や、利害関係者にとって都合の良い結果を導くために、集計方法等を恣意的に変更した場合はもとより、そのような疑惑が生じた際にも、統計調査に対する国民の信頼を失い、調査に対する協力が得られなくなることが懸念される。

このため、国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、公的統計の作成・公表過程の透明化を図るとともに、あらゆる利害関係者から中立的であることや、作成に携わる職員の秘密の保持を厳守させる必要がある。

(2) 取組の方向性

あらゆる利害関係者からの圧力に影響されず、国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、作成過程の一層の透明化を図るとともに、公表期日前の事前情報を共有する範囲等を内規として定め、それらの情報を適切に公開する。

(3) 具体的な措置や検討事項

ア 総務省政策統括官（統計基準担当）は、統計の品質等の自己評価のガイドラインに、作成過程の一層の透明化や、公表期日前の事前情報を共有する範囲・手続等についても規定する（平成21年度から着手）。

イ 各府省は、自己評価のガイドラインを踏まえ、国民から見て公的統計の中立性が確保されていると認識されるよう、結果の公表に併せて調査の方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表するとともに、公表日前の基幹統計の結果について組織内における事前情報の共有範囲等を限定する内規を整備し、公開する（平成22年度から着手）。